

日 時：令和 8 年 6 月 3 日（水）13:00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室・オンライン

出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、小笠原委員、宍戸委員、
新保委員、藤井委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、津村審議官、戸梶総務課長、
香月参事官、日置参事官、山口参事官、片岡参事官、安蒜参事官

○戸梶総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、全委員が御出席でございます。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第358回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は二つです。

議題 1「令和 7 年度年次報告（案）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、令和 7 年度年次報告案について御説明いたします。

まず、年次報告は、個人情報保護法第168条において、「委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない」と規定されていることを踏まえ、前年度の委員会の所掌事務の処理状況を取りまとめたものでございます。

当委員会においては、毎年度のサイクルとして、春に「個人情報保護委員会活動方針」を定めた上で、活動を行い、翌年度に、年次報告を取りまとめるとともに、「行政事業レビュー」を実施しており、活動の方針を定めた上で、取組の実績を取りまとめ、政策や事業の進捗及び効果の点検・検証を行い、政策の推進や予算の概算要求、執行等に活かしていくという一連のPDCAサイクルの取組を進めております。

令和 8 年度からは、活動方針、年次報告、行政事業レビューを結び付けて、委員会活動におけるPDCAサイクルを一層推進していく観点から、活動方針の構成を変更し、前年度の取組方針に先立ち、前年度の取組実績、取組実績の振り返り・評価等を記載するとともに、行政事業レビューの結果について、委員会に報告することとし、委員会活動の年間サイクルに位置付ける取扱いとしております。

そして、年次報告は、委員会の所掌事務の処理状況を取りまとめたものであり、所掌する事業の進捗や効果について点検を行い、事業の改善・見直し等につなげる行政事業レビューと深く関連するものでございます。このため、行政事業レビューの指標の実績数値を年次報告にどこまで記載するかが論点となりますが、年次報告には所掌事務の処理状況を記載すること、行政事業レビューには事業執行のアウトプットに関する「活動指標」とアウトカムに関する「成果指標」が設けられていることを踏まえ、整理しました。

具体的には、活動指標は、委員会の事業執行から直接的に生ずるアウトプットを捉えた

指標であり、委員会所掌事務の処理状況と直接的に関連するものであることから、活動指標の実績数値は年次報告に漏れなく記載し、一方で、成果指標は、委員会の事業執行を通じての対象者の変化・行為であるアウトカムを捉えた指標であり、委員会の事業執行との関係では間接的なものであることから、成果指標の実績数値は原則として年次報告には盛り込みませんが、国民等向けサービスとして広く国民生活、事業者の活動・行政運営等に関係する個人情報保護法相談ダイヤル及びマイナンバー苦情あつせん相談窓口の事務処理に関する指標、法令等に基づく報告・届出の受理等の事務処理に関する指標、国際戦略を策定して国際協力の大きな政策方針として定めているD F F T（信頼性のある自由なデータ流通）推進の達成状況に関する指標については、委員会所掌事務の処理状況に深く関連するものとして、年次報告に記載することとしております。

それでは、資料の説明に参ります。資料１－１が概要資料、資料１－２が本体資料となりますが、本日は資料１－１を基に御説明いたします。資料１－１の概要資料は、令和７年度の委員会の所掌事務の処理状況の内容について、大きく四つの項目に分け、取りまとめしております。

資料１ ページ目を御覧ください。一つ目の項目は「個人情報保護法等に関する事務」でございます。「いわゆる３年ごと見直し規定に基づく検討」については、令和７年３月に「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」を公表し、有識者、経済団体、消費者団体等から集まった意見を同年４月までに順次公表しました。また、同年６月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等の政府方針に「全体としてバランスの取れた形での個人情報保護法の改正案について、早期に結論を得て提出することを目指す」旨の方針が決定されたところでございます。これらを踏まえ、政府全体の取組とも連携しながら、関係者との議論も深め、令和８年１月に「個人情報保護法 いわゆる３年ごと見直しの制度改正方針」を公表しました。その後も関係者との調整を進め、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案の今国会提出に向けた所要の手続きを取り進め、同年４月７日に閣議決定し、国会に提出しております。

「有識者やステークホルダーとの継続的な意見交換の場」については、「個人情報保護政策に関する懇談会」を新たに設置し、令和７年度の大枠のテーマを「個人・消費者から信頼を得るための事業者等の自主的取組」とした上で、同年９月・令和８年２月に計２回開催しました。

つぎに、「行政機関等における個人情報保護法の円滑かつ適切な運用に関する取組」につきましては、行政機関等に対する助言や照会への回答、実務に即した都道府県単位の研修会の開催等を行うとともに、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供することができる個人情報保護法第69条の「相当の理由があるとき」の判断基準をより明確にする観点から、個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）等を改正しました。

「個人情報保護法等に基づく個人情報等の利活用等」に関する取組としましては、P P Cビジネスサポートデスクにおける相談対応や、行政機関等匿名加工情報の提案・審査等

に関する実態調査を実施し、地方公共団体に対して参考となる情報の提供等を行いました。

資料2 ページ目を御覧ください。「個人情報保護法に基づく監視・監督」に関する取組としては、個人情報取扱事業者等に対する監督として、名簿業者である有限会社ビジネスプランニングが、提供先が違法な行為に及ぶ者である可能性を認識しながら個人情報の提供を行っていた事案について、緊急命令等を行いました。

また、四半期ごとに「監視・監督権限の行使状況の概要」及び「漏えい等報告の処理状況」の公表を行うとともに、性犯罪マップ、保険代理店、学校等の特定の分野や類型等における注意喚起等を行いました。さらに、「個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会」において、「不正アクセス発生時のフォレンジック調査の有効活用に向けた着眼点」を取りまとめ、公表しました。

資料3 ページ目を御覧ください。二つ目の項目は、「マイナンバー法に関する事務」でございます。「マイナンバー法に基づく監督等」に関する取組としましては、埼玉県所沢市において、市民税課に在籍していた職員が、親族の個人番号を含む個人情報を不正に取得し、当該親族を当該職員又はその配偶者の扶養親族として修正申告することで、市・県民税の還付・減額や市民税課税額を基に算出される保育料の減額を受けたことが発覚した事案について、同市に対して指導等を行いました。また、マイナンバー法に基づく監視・監督についても、四半期ごとに「監視・監督権限の行使状況の概要」及び「漏えい等報告の処理状況」の公表を行いました。

「特定個人情報保護評価」に関する取組としましては、特定個人情報保護評価指針の3年ごとの再検討について、令和8年1月に対応方針を委員会に報告し、当該指針の再検討に着手しました。

また、「マイナンバー法第19条第9号規則に基づく届出の受付」に関する取組としましては、情報連携の対象とされる独自利用事務に係る届出は、団体数・件数ともに令和6年度より増加しましたが、独自利用事務の情報連携の更なる活用促進に向けて、制度の周知活動を実施しました。

資料4 ページ目を御覧ください。三つ目の項目は、「国際協力」でございます。

まず、「個人情報を安全・円滑に越境移転することができる国際環境の構築」につきまして、日EU間の相互認証の対象範囲の学術研究分野及び公的部門への拡大に関し、令和7年9月に「学術研究分野における協議が成功裏に終了したことを歓迎するとともに、公的部門への十分性認定の対象範囲の拡大に関する協議を更に強化することを決定し、この共同作業の進捗を年末までに確認する」旨の共同プレス・ステートメントを発表しました。英国との間でも、同様の協議を実施しました。

また、令和7年6月にグローバルCBPRシステムの運用を開始し、同システムの認証取得の普及促進を進めるため、企業の個人データの越境移転に係る実態等の調査を実施し、同システムの広報及び企業への個別説明による認証取得の促進を目的とするパンフレットを作成しました。さらに、グローバルなモデル契約条項(MCC)の導入を目指した取組

を実施しました。

くわえて、カナダで開催されたG7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルでは、グローバル規模におけるD F F Tの具体化に向けた手法を探求すること等を議論して、コミュニケを採択し、そのフォローアップ会合において、令和8年よりD F F T作業部会の共同議長を務めることとなりました。

次の「関係各国及び地域との国際的な協力関係の強化及び構築」については、同フォローアップ会合において、共同議長を務める執行協力作業部会で作成を主導した執行事例共有フォーマットが、同作業部会の成果文書として採択されました。また、G P A年次総会、A P P Aフォーラムに参加するとともに、令和7年12月に当委員会とカナダプライバシーコミッショナーとの間で個人情報保護に関する協力覚書(M O C)を締結しました。

つぎに、「国際動向の把握及び情報発信」について、個人情報保護に係る最新の国際動向を積極的に把握するとともに、個人情報の保護に関する海外の法制度の情報や委員会の取組について、委員会ウェブサイトや公式S N S等を活用して国内外に向けた効果的な情報発信を強化しました。

資料5 ページ目を御覧ください。最後の四つ目の項目は、「個人情報保護法、マイナンバー法等に共通する事務」でございます。まず、「相談受付」については、個人情報保護法相談ダイヤルにおいては、民間部門では個人データの第三者提供に関する相談が、公的部門では地方公共団体における保有個人情報の利用及び提供の制限に関する相談が、マイナンバー苦情あっせん相談窓口においては、特定個人情報の安全管理措置に関する相談が多く寄せられ、苦情に対しては、必要に応じてあっせんの申出を受け付けました。また、「個人情報保護委員会コンタクトセンターシステム」を導入し、P P C質問チャット等の利便性の向上等に努めるとともに、個人情報保護法相談ダイヤル等の受付状況についても四半期ごとに公表を行いました。

つぎに、「広報及び啓発」に関する取組としては、事業者及び行政機関等に対して個人情報保護制度を周知するため、説明会等への講師派遣等を行い、また、こども向け啓発として、小学生等を対象とした出前授業を実施するとともに、今後の出前授業での活用や、教職員等による授業の実施を目的として、教育コンテンツの調査・研究を開始しました。さらに、警察庁と連携し、特殊詐欺事案における個人情報保護についての国民の理解を深めるための広報活動も新たに実施しました。最後に、委員会公式XやYouTubeチャンネルも活用し、委員会の活動や個人情報保護制度の理解醸成のための情報発信を積極的に実施しました。

内容については以上となります。

この年次報告は、今後、閣議請議等の手続を経て、政府として閣議決定を行った上で、国会へ報告し、国会報告後に委員会ホームページに公表させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

○清水委員 御説明ありがとうございます。

去る4月1日に委員会にて、令和8年度個人情報保護委員会活動方針について検討した際に、これまで必ずしも明確でなかった活動方針、年次報告及び行政事業レビューの関係、すなわち委員会活動のPDCAをより明確にさせていただいた点を評価させていただきました。それに引き続き、この度、令和7年度年次報告において、目指していた目標に照らして実績がどうであったかという実績面におきまして、それら三つの関係が、より明瞭にリンク付けられるように記述をしていただきました。

とりわけ、行政事業レビューに記載されている各指標のうち、当委員会の所掌事務の処理状況を直接示すのに適切なものについては、本文中あるいは付表のいずれかに全て盛り込んでいただいたということは、大変良かったと思います。

昨年同時期に、令和6年度の年次報告（案）に対して申し述べました、改善の提案については、全て対応していただいたと認識しております。今後も、ほかの行政機関等や民間企業の年次報告等のベストプラクティスを参考にしつつ、更に改善を図っていただきたいと思います。

以上が私の意見でございます。

最後に質問ですが、お話にありました行政事業レビューでございますけれども、令和8年度はどのような日程になっているか、それから、どのような形で委員会に御紹介いただけるのか、教えていただけますでしょうか。

○手塚委員長 事務局、お願いします。

○戸梶総務課長 行政事業レビューにつきましては、令和7年度の実績を踏まえて、令和8年度のレビューシート等を作成して準備を進めているところでございます。公表時期は、また別途お知らせさせていただきますが、今週末に、事務局長を統括責任者としたレビューチームにおいて、有識者会合を予定しています。ここでの審議を踏まえて、整理・修正を行い、オーソライズしたものを、7月中旬に委員会で正式に御報告させていただくというスケジュールを考えております。

○清水委員 ありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

○手塚委員長 新保委員、お願いします。

○新保委員 ありがとうございます。

今回の年次報告を拝見して、平成25年度以降の個人情報保護委員会年次報告と、今回の令和7年度年次報告を比較いたしまして、状況が変化している点が見受けられると感じました。具体的には、犯罪における個人情報の利用、とりわけ個人情報が犯罪を実行する手段において利用されている場面が見て取れます。

これまでの個人情報保護と犯罪との関係については、防犯カメラの設置等、主に犯罪予

防、それから犯罪対策において、個人情報の適切な取扱いへの対応が求められておりました。しかし、今回の年次報告を拝見すると、個人情報と犯罪が結び付く事案が増えていることが明らかになっていると考えられます。

そういった傾向を確認する上でも、非常に有効な報告の内容となっておりますので、今後の個人情報保護の取組の検討に当たって、そのような傾向を年次報告からも確認していくべきであると思います。

以上、意見であります。

○手塚委員長　ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○藤井委員　御報告ありがとうございます。PDCAサイクルの中で非常に論理立てて、かつ、指標を明確に示していただいております。

これは意見なのですが、せっかくこうやってPDCAのサイクルを回されているので、「できたこと」、「できなかったこと」、「これから重点的にやらないといけないこと」ということなのかというのは、恐らく次の行政事業レビューなどで示されると思いますが、そういった流れが、全て予算や来年度の方針とひも付いてくると思いますので、その辺りを明確にして進めていただきますようよろしくお願いします。

以上、意見です。

○手塚委員長　事務局から何かありますか。

どうぞ。

○戸梶課長　御指摘のように、PDCAサイクルのチェックの段階では、達成状況を踏まえて「十分達成できた」あるいは「次年度に向けて取り組んでいかなければいけない課題」として受け止めるべき点」といった分析も必要になってくるかと思います。

年次報告は、法律に基づいて、所掌事務の処理状況を国会に報告するものとなっております。実績、数値面を正確に、きっちり整理し、閣議決定の上、国会に報告していくということが法律上決まっているところでございます。

一方、4月に決定いただいた活動方針は、構成を変更し、前年度の達成状況等の振り返りの中で「十分できた」、「ここはまだ課題である」というようなところも盛り込ませていただきました。次の行政事業レビューの段階でも、数値面を含めて達成状況をしっかり把握して、予算の編成等につなげていきたいと思っております。

○藤井委員　ありがとうございます。

法律上決められたことですので、きちんと対応いただきながら、当委員会としてやっていくことは明確にした方が良くと思い、意見させていただきました。よろしくお願いします。

○手塚委員長　ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

非常に重要な項目でございますので、私からも申し上げます。

この年次報告を通じて、令和7年度を振り返ると、主なものとして幾つか挙げられます。

「いわゆる3年ごとの見直し規定に基づく検討」については、令和7年3月に「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」を公表し、有識者、経済団体、消費者団体等から募った意見を公表し、政府全体の取組とも連携しながら、関係者との議論を深めたということが、まず一つ大きな点だと思います。令和8年1月に「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改正方針」を公表した上で、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案の国会への提出に向けた所要の手続を取り進め、4月7日に閣議決定し、現在、国会で審議中です。

令和7年度より新たに、「個人情報保護政策に関する懇談会」を設置し、同年度は、大枠のテーマを「個人・消費者から信頼を得るための事業者等の自主的取組」として2回開催されましたが、広く各界の有識者やステークホルダーの方々と継続的に対話を重ねていくことは、中長期の個人情報保護政策を考えていく上で、非常に有意義であると思います。

委員会の監視・監督活動については、事業者及び行政機関等による個人情報の適正な取扱いの確保に向けて、個人情報保護法及びマイナンバー法上の権限行使に加え、四半期ごとの監視・監督権限の行使状況等の公表の充実を図り、さらに、性犯罪マップや保険代理店、学校等における個人情報の取扱いに関する注意喚起等の時宜を得た取組も行われたと考えています。

国際関係につきましては、相互認証、国際的な企業認証（グローバルCBPRシステム）、グローバルなモデル契約条項（MCC）を柱とするDFFT（信頼性のある自由なデータ流通）の推進を引き続き進め、特にEU及び英国との相互認証の対象範囲を拡大させるための協議は着実に進展していると思っております。また、G7、GPA、APPAへの積極的な参画を始め、関係各国・地域との国際的な協力関係の強化・構築に向けた取組も進展していると思っております。

くわえて、個人情報、特定個人情報等の取扱いに関する相談への適切な対応と、把握した情報の委員会活動への活用、委員会の活動や個人情報保護政策を広く国内外に知っていただくために、出前授業などのこども向け啓発の充実が進み、委員会ウェブサイトに加え、XやYouTubeチャンネルへの動画掲載といったSNSを活用した情報発信の強化も進められています。

近年、生成AIを含む新たな情報技術が進展し、個人情報を取り巻く環境の変化が急速に進んでいるのは、御承知のとおりだと思います。その中で、個人の権利利益を保護するとともに、社会や個人からの信頼に基づくデータの利活用を確保することが強く求められていると認識しています。

こうした国内外における個人情報を取り巻く環境の変化を的確に捉え、個人情報の適正な取扱いの確保を図るという委員会の任務を果たすために、着実に取組を進め、国民の皆様の期待や信頼に応えていく、そして、我が国の文化や社会制度に根ざした個人情報保護法制の創生と発展に向けて取り組んでいくことが重要であると考えます。

そのためにも、今年の春の活動方針策定時にも申し上げましたが、令和8年度からは、活動方針、年次報告、行政事業レビューを結び付けて、委員会活動における「企画立案、実施、評価、改善」のPDCAサイクルを一層推進していくことが重要だと考えます。今後も、当委員会が、我が国の個人情報保護制度の司令塔としての役割を果たせるよう、しっかりと取組を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

そのほかに御意見はございませんか。よろしいですか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定し、今後、閣議請議等の国会報告に向けた手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、閣議決定・国会報告前のものであることから、閣議決定後に公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「第4回日EUデジタルパートナーシップ閣僚級会合出席等について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 第4回日EUデジタルパートナーシップ閣僚級会合出席等について、資料2に沿って御報告いたします。

日EU間では、令和5年より毎年、日EUデジタルパートナーシップ閣僚級会合が開催されております。今回、令和8年5月5日に、その第4回会合がベルギー・ブリュッセルにおいて開催され、同会合へ手塚委員長がゲスト出席しました。同会合の「Session I: Data」において、手塚委員長より、「今回議論しているデータ流通に関して、工場管理や医療現場等のデータについて考える上では、個人データとの関係は不可分であり、両者は一体的に扱っていくこととなり、このようなコンセプトを持って「日EUデータ戦略ワーキンググループ」の設立が提案されたことを心より歓迎する。同ワーキンググループにおいて、個人データ分野を含むあらゆるデータを対象に、ルール、技術、運用の各側面から相互運用性の向上を目指す方針に賛同する。また、個人情報保護委員会は、これまで個人データ分野におけるDFFTの推進に尽力しており、現在、欧州委員会司法・消費者総局（DG-JUST）との間で成立している相互認証の枠組みや企業認証制度等の法令制度に関する取組などを、相互運用性の向上のベストプラクティスとして、同ワーキンググループにおいて共有していくことで、価値ある貢献が可能である」といった旨の発言を行いました。

また、この機会を捉えて、手塚委員長と関係各所との間で意見交換も実施しております。欧州委員会において、さきに述べました個人データの相互認証枠組みを所管するDG-J

U S Tのアナ・ガレゴ・トレス総局長と面会し、D F F Tに関する意見交換を実施しました。くわえて、欧州連合日本政府代表部の相川特命全権大使や、在欧日系ビジネス協議会とも意見交換を実施しております。

御報告は以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたら、お願いします。よろしいですか。

それでは、本会合には私が出席しておりますので、一言お話させていただきます。

事務局からの説明のとおり、先月5月5日、ベルギー・ブリュッセルで欧州委員会の下で開催された、第4回日EUデジタルパートナーシップ閣僚級会合へ出席いたしました。本会合は、デジタル庁、総務省、経産省及び欧州委員会の出席者トップが共同議長を務めるもので、今回初の試みとして、当委員会が、本会議の議題に関係する当局として、ゲスト参加いたしました。これは、今後のデジタル分野での議論へ本格的に参画していく契機となる、まさに画期的な進展であると確信しております。

本会合においては、共同声明にもあるとおり、今回新たに「日EUデータ戦略ワーキンググループ」の立ち上げが決定されております。私自身、本会合においても発言しておりますが、工場管理や医療現場等のデータを考える上では、個人データとの関係は一体不可分でありますから、このワーキンググループへも、当委員会が積極的に関与し貢献していくことが重要であると考えています。

個人データ分野におけるD F F Tの具体化に向けた取組、すなわち、相互認証の枠組みや、グローバルC B P Rシステムを始めとする企業認証制度等、法令制度の整備に関する議論を、その他の分野における相互運用性向上へのベストプラクティスとして、このワーキンググループで共有してまいりたいと考えております。これにより、日EU間のあらゆるデータの越境移転が、より円滑で、かつ安全であり、十分な信頼が確保されたものへ強化されることを大いに期待しているところでございます。

また、本出張に際しては、本会合への出席に加えて、当委員会のカウンターパートになるD G - J U S Tの総局長や、EU代表部大使、さらには在欧日系ビジネス協議会と面会し、D F F Tや欧州のデジタル情勢に関する意見交換を実施いたしました。これらを通じ、非常に有意義な収穫を得ることができたと考えております。

引き続き、D F F Tの具体化に資する取組など、国際的な案件へも積極的に関与していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

ほかに御意見はございますか。

どうぞ。

○藤井委員 データ流通に関して、医療現場のデータについては、個人データの関連性を理解できるのですが、工場管理と個人データというのは、どのような枠組みで二つのうちの一つに挙げられているのでしょうか。

○手塚委員長 工場で働いている方の個人情報をごどのように捉えるのかという視点があります。精緻にものを作る工場の生産ラインにおいては、ものの真正性をきっちり確保すると同時に、それを運用しているオペレーショナルな部分、そこで働いている方の個人情報もきちんと見ていく必要があるということで、挙げられてございます。

○藤井委員 分かりました。

○手塚委員長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上です。

本日の会議は閉会といたします。どうもありがとうございました。